第一条の七第四項の表三の項中「及び第二項第三号」を「、第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表四の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項及び第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表十一の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第七項中「第三十三条第二項第三号」の下に「及び第三項」を加え、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「及び第三項」を「から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同条第八項中「十二の項、十九の項及び二十一の項」を「十三の項、二十の項及び二十二の項」に改め、同項の表七の項中「第六項」を「第七項」に改める。

第二条の見出し中「工事等」を「管理」に改め、同条第一項中「工事等」を「管理」に改め、「（工事又は維持をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「工事の」を「管理の」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「工事」の下に「又は指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同条第二項中「工事等」を「管理」に改める。

第四条第一項第六号中「与え」の下に「、法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し」を加え、同項第七号中「指定する」を「指定し、及び法第三十三条第三項（同条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議する」に改め、同項第十三号中「通知し」の下に「、法第三十九条の四第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し」を加え、同項第十五号中「をする」を「をし、及び法第三十九条の六第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議する」に改め、同項第二十六号中「行い」の下に「、同条第三項の規定により協議し」を加え、同条第二項中「工事」を「管理」に改める。

第四条の二第一項第五号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同項第六号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第三項中「工事」を「管理」に改める。

第四条の四第一項中「維持又は」を「道路の維持若しくは」に改め、「工事」の下に「又は道路の附属物である自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同項第二号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定し、及び必要な措置をとることを命じ、同条第二項の規定により当該区間を周知させる措置をとり、同条第三項の規定により自ら必要な措置をとり、及び車両その他の物件を破損し、並びに同条第四項の規定により他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第四条の四第三項中「維持又は工事」を「管理」に改める。

第五条の二第一項第二号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四条の四第一項第五号に掲げる権限

第五条の二第三項中「維持」を「管理」に改める。

第五条の三第一項第二号中「第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号」を「第九号から第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号」に改める。

第六条第二項第二号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加え、同条第五項第一号中「又は第七号」を削り、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第六条第六項第一号中「、第七号」を削り、「第八号、第九号、第十一号」を「第七号、第八号、第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号まで」を「第十号まで」に改め、同条第八項中「第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四条の二第一項第三号に掲げる権限

二　第五項各号に掲げる権限

三　法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第六条第九項第一号中「第三号及び第七号」を「第四号及び第八号」に改め、同条第十項中「、第七号」を削り、「第十一号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号」を「第十号」に改める。

第七条第十四号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

第二十条中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改め、同条第三項中「又は市町村道」を「若しくは市町村道」に、「維持又は」を「維持若しくは」に、「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改める。

第二十三条第二項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に改め、同条第四項中「又は市町村道の維持又は」を「若しくは市町村道の維持若しくは」に、「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「当該」を「これらの」に改める。

第三十九条第二項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

第四十一条第二項第十四号中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に、「同条第八項」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

（地方道路公社の権限の代行）

第十一条の二　法第三十二条の二第四項の規定により国土交通大臣が地方道路公社に代わつて行う権限（第五項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が地方道路公社と協議して定めるものとする。

一　法第十七条第一項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う権限のうち、次に掲げるもの

イ　法第十七条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号、第九号から第十八号まで、第二十号、第二十四号、第二十八号、第三十一号の二から第三十四号まで及び第三十六号に掲げる権限